令和8年度
新潟市交通安全実施計画

新潟市交通安全対策会議

目　次

Ⅰ　総論

1　交通事故の現状 …… 1

2　重点施策 …… 3

Ⅱ　重点施策

第１章　高齢者の交通事故防止

1　教育・啓発の推進 …… 4

第２章　歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進

1　歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備 …… 6

2　事故防止対策の推進 …… 6

3　教育・啓発の推進 …… 7

第３章　その他の課題

1　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底 …… 8

2　飲酒運転の根絶 …… 9

Ⅲ　分野別の施策

第１章　道路交通環境の整備

1　道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進 …… １０

2　総合的な駐車対策の推進 …… １３

3　交通需要マネジメント（ＴＤＭ）による交通事故防止対策の推進 …… １４

4　その他の道路交通環境の整備 …… １５

第２章　交通安全思想の普及徹底

1　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 …… １７

2　交通安全に関する普及啓発活動の推進 …… ２１

3　効果的な交通安全教育・啓発の推進 …… ２３

4　家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚 …… ２５

第３章　救助・救急活動の充実

1　救助・救急環境の整備拡充 …… ２７

第４章　交通事故被害者等対策の推進

1　交通事故被害者等支援の充実 …… ２８

2　交通事故相談の充実 …… ２９

Ⅰ　総　論

1　交通事故の現状

（1）道路交通事故

本市の令和７年中の交通事故発生状況は、発生件数が 1,092 件、負傷者数は 1,218 人であった。

死者数は８人（前年比－４人）、状態別では歩行中が２人、四輪車乗車中が５人、二輪車・原付が１人と、四輪車乗車中の被害が半数以上を占めていた。そして、死者８人のうち半数以上の５人が 65 歳以上の高齢者であった。これらの現状を踏まえ、歩行・運転中を問わない高齢者に対する交通安全対策が喫緊の課題となっており、この傾向は、高齢社会の進展とともに、今後さらに顕著になっていくと予想される。

また、環境への配慮や健康志向の高まりなどから自転車の利用が見直されている中、自転車利用者の交通ルール遵守、マナー向上が問題となっている。

自転車の交通事故件数は減少傾向にあるものの、本年度より自転車違反者に対する青切符制度が導入されたことに伴い、これまでより更に自転車利用者への広報啓発活動を強化し、交通ルール遵守の徹底及びヘルメット着用の推進を図る必要がある。

本年度より施行された第 12 次新潟市交通安全計画で定めた、計画期間の５年間（令和８～12年）で、

交通事故死者数を 55 人以下（平均 11 人/年）

交通事故重傷者数を 900 人以下（平均 180 人/年）

にするという最終目標を達成するため、引き続き、関係機関・団体が緊密に連携を図りながら、ハード・ソフト両方の観点から総合的な交通事故防止対策を推進する必要がある。

〔新潟市の交通事故発生状況（高速道路・自転車専用道路は除く）〕

区分＼年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比増減率
発生件数	1,221	1,196	1,191	1,191	1,092	-8.3%
死者数	10	16	12	12	8	-33.3%
負傷者数	1,366	1,368	1,338	1,361	1,218	-10.5%
重傷者数	176	185	184	188	197	4.8%

〔高齢者事故発生状況〕

区分＼年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比増減率
全事故件数	1,221	1,196	1,191	1,191	1,092	-8.3%
高齢者事故	457	491	500	453	464	2.4%
全事故に占める割合	37.4%	41.1%	42.0%	38.0%	42.5%	—
高齢運転者事故	308	307	334	319	322	0.9%
全事故に占める割合	25.2%	25.7%	28.0%	26.8%	29.5%	—

〔歩行者事故発生状況〕

区分＼年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比増減率
全事故件数	1,221	1,196	1,191	1,191	1,092	-8.3%
歩行者事故	224	222	244	202	219	7.7%
全事故に占める割合	18.3%	18.6%	20.5%	17.0%	20.1	―
歩行者事故死者数	5	9	7	6	2	-66.6%

〔自転車事故発生状況〕

区分＼年別	R3	R4	R5	R6	R7	前年比増減率
全事故件数	1,221	1,196	1,191	1,191	1,092	-8.3%
自転車事故	186	192	177	177	146	-17.5%
全事故に占める割合	15.2%	16.1%	14.9%	14.9%	13.4%	―
自転車事故死者数	1	4	2	0	0	0.0%
対歩行者事故	2	7	5	6	5	-16.6%

（２）踏切事故

令和７年中は、新潟市内で踏切事故の発生は無かった。

踏切事故は発生件数の多寡のみでなく、一旦発生した場合の影響が極めて大きいことから、踏切道の改良を促進することにより、交通事故の防止を図ることが重要である。

2　重点施策

（1）高齢者の交通事故防止

高齢社会の進行とともに、高齢者が関与する交通事故のさらなる増加が懸念されることから、交通安全施設をはじめとした道路交通環境の整備及び参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、また、高齢運転者に着目した安全運転サポート施策を推進する。

（2）歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進

交通事故死者に占める歩行者及び自転車の割合が依然として高いことから、歩行者と自転車利用者の安全確保に向け、通学路や生活道路等の身近な道路の安全性を高め、快適な通行空間を確保するための環境整備及び交通安全教育等の事故防止対策の充実を図る。

（3）その他の課題

ア　シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトの正しい着用は、交通事故時の被害軽減に欠かせないことから、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を展開し、後部座席を含めた全座席シートベルト着用を継続して呼びかける。

また、チャイルドシートについても、子ども関連施設や公園等でのイベントなどあらゆる機会・媒体を通じた一層の周知と着用の徹底を図る広報活動を展開し、チャイルドシート使用による被害防止、軽減効果の有効性を広報する。

イ　飲酒運転の根絶

飲酒運転は死亡事故やひき逃げ事故など、重大な交通事故を引き起こす悪質な犯罪であり、飲酒運転に対する世論の批判が高まっている中、本市では、未だに飲酒運転に起因する交通事故が発生している。

家庭や職場、飲食店等地域が一体となり、飲酒運転の危険性や責任の重大性について、周知徹底を図り、飲酒運転根絶に向けた気運を醸成する。

Ⅱ　重点施策

第１章　高齢者の交通事故防止

１　教育・啓発の推進

（１）高齢者の交通安全教育の充実

実施機関	県県民生活課、区交通安全担当課、市市民生活課

○　参加・体験・実践型交通安全教育の推進

- 各季交通安全運動等を捉えた、参加・体験・実践型交通安全教育の実施
- 街頭活動や民生委員を通じた反射材の配布、反射材の有効性に関する広報
- 高齢者世帯の訪問による、交通事故防止広報

（２）高齢運転者対策の推進

実施機関	市市民生活課

○　高齢者安全運転サポート事業

高齢運転者による事故を防止するため、心身機能低下による危険発生を避ける安全運転（補償運転）や衝突被害軽減ブレーキなどの運転支援機能を備えた安全運転サポート車（通称：サポカー）に関する広報啓発を行うとともに、動画を用いた危険予測トレーニングや交通安全プログラム（いきいき運転講座）のほか、自己の身体能力の変化を認識できる俊敏性測定やサポカー試乗などを行う体験会を実施する。また、より効果的な実施内容の拡充のため、自動車学校と連携した指導員による実車指導や大型イベントへのブース出展による運転能力診断等の体験型教室を実施する。

実施機関	市市民生活課

○　高齢者運転免許証返納サポート事業

運転に不安のある高齢者が免許証を返納しやすいよう区バスの運賃半額、事業者の協力によるタクシー運賃割引の支援により、高齢者の交通事故防止を図る。

＜対象＞

市内に住所を有し 65 歳以上で運転免許証の自主返納などにより運転経歴証明書の交付を受けた者

＜支援内容＞

・市の支援：区バスの半額乗車

・タクシー事業者の支援：市内ハイヤー・タクシー運賃の１割引乗車

※いずれも運転経歴証明書の提示が必要

（3）地域・家庭ぐるみの交通安全運動の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　参加型の交通安全運動の充実

各季交通安全運動等の実施にあたっては、関係機関・団体に対する実施要綱の配布、市報、ホームページへの掲載により、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画について、広く市民に周知を図る。

○　重点としての積極的な取り組み

各季交通安全運動等において、「高齢者の交通事故防止」及び「歩行者の安全確保」を運動の重点として継続的に取り上げ、広く市民に周知を図る。

（4）安全意識・保護意識の啓発強化

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけて、道路を歩行中の高齢者が交通事故に遭う危険性が高まることから、ホームページ、ラジオといった各種広報媒体を活用し、ドライバーに対する啓発を強化するほか、市役所本庁舎に日没時間を掲示し、来庁者及び職員の交通事故防止意識の高揚を図る。

第２章　歩行者の安全確保及び自転車の安全利用の推進

１　歩行者及び自転車の安全で快適な通行のための環境の整備

（１）歩行空間の整備・改良

実施機関	市土木総務課

○　通学路等の歩道整備等の推進

・　方針

通学路交通安全プログラムや、通学路合同点検※の点検結果に基づき対策を実施し、関係機関と連携をとりながら、小学校に通う児童や幼児の通行の安全を確保する。

・　内容

路肩や交差点のカラー化等の対策を進め、歩行者通行の安全を確保する。

※　通学路合同点検～通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和３年８月４日決定）によるもの。

事　業　種　別	事　業　量
通学路交通安全プログラム （通学路合同点検を含む）	19 箇所

２　事故防止対策の推進

（１）自転車利用環境の総合整備

実施機関	市土木総務課

○　方針

令和５年度に改訂した「新潟市自転車利用環境計画」に基づき、歩行者の安全確保と自転車の交通事故の削減のため、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境を整備する。

○　内容

主に、原則車道の左側通行を啓発する自転車走行空間等の整備を進める。

事　業　種　別	事　業　量
対策距離	3.0km

（２）安全で快適な自転車利用環境の創出

実施機関	県警察本部交通規制課

○　方針

歩行者の安全確保と自転車事故の防止のため、交通量や沿道利用状況を勘案したうえで、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、安全で快適な自転車利用環境の創出を図る。

○　内容

交通実態を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、自転車横断帯や普通自転車歩道通行可等の交通規制の見直しを実施し、歩行者及び自転車の安全な通行を確保する。

３　教育・啓発の推進

（１）効果的な交通安全教育の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

受講者が安全に道路を通行するため必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、各年齢層の特徴をとらえた参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

また、普段、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等については、対象者が集まる場所に出向いて行う、出前・出張型の交通安全教育を積極的に推進する。

- 各年齢層に応じた交通安全教室の開催
- 交通安全教室、交通安全行事における自転車シミュレーター等の積極的な活用
- 街頭における広報啓発活動、直接指導の強化
- 各小・中学校を対象とした、啓発チラシの配布

（２）交通安全運動を通じた意識啓発

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

各季の交通安全運動等の実施にあたり、運動の趣旨、実施期間、重点、実施計画等をまとめた実施要綱を事前に作成し、広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実を図るとともに、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図る。

第３章　その他の課題

１　シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

交通安全教室、交通安全運動等の月間行事を捉えた啓発活動のほか、ホームページ等の各種広報媒体を活用して、シートベルトとチャイルドシートの必要性及び被害軽減効果を周知し、着用の促進を図る。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　シートベルトの着用

令和７年中に実施された警察庁・日本自動車連盟（ＪＡＦ）の合同調査によると、県内におけるシートベルト着用率は、一般道で運転席は 99.3％（全国平均 99.1%）、後部席は 64.1％（全国平均 45.8%）といずれも全国平均値を上回っているものの、依然としてシートベルトの全席着用が徹底されていない。

○　チャイルドシートの使用

令和７年中に実施された警察庁・日本自動車連盟（ＪＡＦ）の合同調査によると、県内における６歳未満のチャイルドシート使用率は 82.0％と全国平均（82.4％）を下回っている状況にある。

シートベルトとチャイルドシートの正しい着用は、交通事故発生時の被害防止・軽減に欠かせないことから、着用への理解を深めるとともに、後部座席を含む全席でのシートベルト着用を促進し、未就学児の保護者へのチラシ配布等により、チャイルドシート等の使用促進を図る。

2　飲酒運転の根絶

飲酒運転は判断力の低下等により、重大な交通事故を引き起こす要因となることから、関係機関・団体と連携しながら、あらゆる機会を通じて飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性などを周知徹底することにより、飲酒運転の根絶を図る。

（1）運転者への働きかけ

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を合言葉に、各季交通安全運動で重点として取り上げ、広報啓発を強化する。

（2）飲食店等酒類提供者への働きかけ

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

飲酒機会が増える 12 月には、冬の交通事故防止運動を通じて、関係機関・団体と連携しながら、飲食店等に対する個別訪問を行い、酒類を提供する側にも重大な責任があり、処罰の対象になりうることを広報し、飲酒運転の未然防止を図る。

（3）その他

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

- 事業所に対し、職場ぐるみの飲酒運転根絶を呼びかける。
- 市報、ホームページ等を活用して広く啓発を行う。
- チラシ配布、ポスター掲示による広報を実施する。

Ⅲ　分野別の施策

第１章　道路交通環境の整備

１　道路・交通安全施設等の整備による交通安全の推進

（１）歩道・自転車走行空間・交通安全施設等の整備及び交差点の改良

実施機関	新潟国道事務所

歩行者、自転車及び走行車両の安全で快適な交通環境を確保するため、交差点改良、区画線（新潟維持管内）を計画的に実施する。（直轄国道）

事　業　種　別		事業量
一種	事故対策（交差点改良等）	4 箇所
二種	区画線	67ｋｍ

実施機関	市土木総務課，市道路計画課

歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、防護柵等の施設整備を計画的に実施する。（補助国道・県道）

事　業　種　別		事業量
一種	歩　　道	60m
	自転車歩行者道及び 自転車走行帯	－
	交差点改良	－
	段差切り下げ・点字ブロック	－
二種	道路照明	7 基
	防護柵	50m
	道路標識	1 基
	区画線	10m
	道路反射鏡	1 基
	視線誘導標	29 本
	自転車駐輪場	－

実施機関	市土木総務課，市道路計画課

歩車道分離と通学路の整備を重点に歩道の新設、舗装、防護柵等の施設整備を計画的に実施する。（市道）

事 業 種 別		事業量
一種	歩　　道	545m
	自転車歩行者道及び 自転車走行帯	300m
	交差点改良	3 箇所
	段差切り下げ・点字ブロック	4 箇所
二種	道路照明	12 基
	防護柵	166m
	道路標識	－
	区画線	484m
	道路反射鏡	42 基
	視線誘導標	67 本
	自転車駐輪場	3 箇所

実施機関	県警察本部交通規制課

○　方針

交通安全施設等整備事業計画に基づき、信号機を計画的に整備する。

○　内容

信号機の整備は、交通事故の防止や交通の円滑化、歩行者の安全な横断確保等を主眼において、信号機の設置効果を検討のうえ、計画的な整備を進める。

実施機関	県県民生活課

○　方針

県が管理している道路（公安委員会が行う事業については、新潟市が管理している一般国道、主要地方道及び一般県道を含む。）で、交通死亡事故や交通事故多発地点、高齢者及びこどもの関わる交通事故発生箇所の交通事故防止及び防犯対策として、特に必要と認められる箇所等について交通安全施設の整備を行う。

○　内容

現地点検の実施により整備の要否及び講ずべき施設を検討したうえで、特段の事情がない限り、新潟県交通安全対策五人委員会幹事会に諮り、対策を決定し、県土木部及び公安委員会に執行委任する。

（2）ゾーン 30 プラスの推進による人優先の安心・安全な歩行空間の創出

実施機関	県警察本部交通規制課、新潟国道事務所、市土木総務課

○　方針

主として、地域住民の日常生活に利用される道路において、歩行者等の通行が最優先され、通過交通が可能な限り抑制されるべき地区をゾーン 30 区域として設定し、公安委員会と道路管理者が連携して物理的デバイスを設置するなど、面的な交通安全対策を推進する。

○　内容

公安委員会と道路管理者が緊密な連携を図り、住民の同意を得ながらゾーン 30 プラスの設定を行う。

対象区域内は全域で最高速度 30km/h 規制を実施するほか、通過車両の速度を抑制させるために、ポストコーンを設置して幅員を狭くする「狭さく」や路面標示で直線的ではなくクランク状の走行を促す「シケイン」などの物理的デバイスを整備して、歩行者・自転車の通行の安全を図る。

既に整備済みのゾーン 30 区域においては、公安委員会と道路管理者が引き続き連携し、視覚効果の高い法定外表示やハンプ・狭さくといった物理的デバイス等の設置を推進するなど、ゾーン 30 プラスの設定に向けた協議に努める。

（3）交通安全緊急施設整備の実施

実施機関	県警察本部交通規制課、市土木総務課

○　方針

死亡事故等重大事故が発生した箇所及び交通事故多発箇所等に対し、緊急の対策を講じることにより早急に交通の安全を確保する。

○　内容

関係道路管理者等との現場点検により対策を検討し、道路管理者の交通安全施設整備等と連動した交通規制の見直し等を図る。

2　総合的な駐車対策の推進

道路交通の安全と円滑化を図るため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

（1）自転車駐車対策の推進

実施機関	市土木総務課

○　方針

令和 5 年度に改訂した「新潟市自転車利用環境計画」の中の放置自転車対策を基に事業を進める。

○　内容

各駅前の自転車駐車場及び周辺道路に放置された自転車の整理・撤去を行い、駐車場利用の円滑化を図る。

事 業 種 別	事　業　量
自　転　車　整　理	27 駅　74 駐輪場
自　転　車　撤　去	29 駅　75 駐輪場

（2）違法駐車対策の推進

実施機関	市市民生活課

交通事故や交通渋滞、公共輸送機関等の交通障害の要因のひとつとなる違法駐車を防止するため、ホームページなどを通じて、違法駐車防止の啓発を行う。

3　交通需要マネジメント（ＴＤＭ）による交通事故防止対策の推進

（１） 公共交通の利便性向上と利用促進

実施機関	市都市交通政策課

マイカーから公共交通機関への利用転換を促すモビリティ・マネジメントの推進などにより、交通渋滞の緩和及び交通事故の防止を図る。

・　市民一人ひとりが過度な自動車依存を見直し、公共交通や自転車など環境にも健康にもやさしい交通行動への自発的な変化を促すため、バスの利用機会を創出するなど公共交通利用の「きっかけ」つくりに関する取り組みや、６５歳以上の市民を対象としてバス運賃を半額にする「シニア半わり」事業の実施、出前講座・出張授業などによる学校教育でのモビリティ・マネジメントの推進、ＳＮＳ等での情報提供、意識啓発などに取り組む。

（２） 地域における生活バス路線の確保

実施機関	市都市交通政策課

市民の生活に必要な生活バス路線等の確保に向けて、地域の実情やニーズを踏まえたバス等の利用環境の整備を推進し、地域住民にとって安全でやさしい交通環境の整備を目指す。

・　生活交通であるバスは、特に高齢者や学生などにとっては、なくてはならない交通手段であることから、区バスの運行、住民バスへの支援に加え、不採算となっているバス路線への補助を行うなど、生活交通の確保、維持に取り組む。

４　その他の道路交通環境の整備

（１）道路利用者の視点を生かした道路交通環境整備

実施機関	県警察本部交通規制課

安全な道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすことが重要であることから、道路利用者等が日常感じている意見を取り入れ、道路交通環境の整備に反映させる。

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う「交通安全総点検」への支援を行うとともに、「標識ＢＯＸ」「信号機ＢＯＸ」への意見を参考として、道路交通環境の整備に反映させる。

（２）住民との協働による交通安全の推進

実施機関	県警察本部交通規制課

交通規制の実施や交通安全施設の整備については、必要に応じて、自治・町内会の各種会合等を活用して住民説明を行い、地域住民の意見・要望を反映させ実施する。

（３）踏切道の交通安全対策の推進

実施機関	市道路計画課

踏切事故は、一度発生すると重大な結果を引き起こすことから、道路管理者や鉄道事業者等の関係機関との連絡を密にし、効果的かつ総合的な対策を講じる。

自動車交通量が多く、歩行者・自転車の安全が十分に確保できていない踏切については、集中する自動車交通の分散策や歩行者・自転車の安全対策を検討する。

（4）子どもの遊び場等の確保

実施機関	市みどりの政策課

路上遊戯等による交通事故を防止するため，以下の事業を推進する。

事業種別			事業量	
都市公園等の設置				
	新設及び面積増	街区公園等	1 箇所	126 ㎡
		緑地等	0 箇所	0 ㎡
		借地公園等	2 箇所	△411 ㎡
合計			3 箇所	△285 ㎡

第２章　交通安全思想の普及徹底

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（１）幼児の交通安全教育

幼児に対して、道路を通行するために必要な基本的な知識を身につけさせるため、幼児の特性に十分配慮した柔軟な交通安全教育を推進するとともに、交通ルールを守ることを通じて、社会規範を守る意識を育むことを目標とする。

紙芝居や映写等の各種教材を活用し、分かりやすい指導に努めるとともに、教職員の指導力の向上を図る。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

幼稚園・保育園等については、年１回以上全施設で交通安全教室を実施することを目標とする。

○　各区で対象としている幼稚園・保育園等の幼児教育施設数（令和８年４月１日現在）

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
各区対象の幼児教育施設数	29	54	59	30	29	18	49	21	289

実施機関	県警察本部交通企画課

○　県警察の実施する幼児に対する交通安全教育

・　方針

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通安全のきまりを理解させ、進んできまりを守って安全に行動できる習慣や態度及び基本的な技能・知識を身につけさせることを目標とし、幼稚園・保育園等、家庭、地域等と連携を図りながら計画的かつ継続的に行う。

・　内容

幼児教育の指導者を対象とした研修会や幼稚園・保育園等で行われる交通安全教育、幼児の保護者に対する講習会などの支援を行うとともに、交通安全の基本的なルールを遵守して交通マナーを実践する態度を習得させ、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識について、教材等を有効に活用した分かりやすい指導を行う。

（2）児童生徒の交通安全教育

学校においては、教育課程に基づき、効果的な交通安全指導が行われるよう、次の事業を推進する。歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車同乗時における安全の確保、道路標識等の意味や必要性、危険の予測と回避等について指導を行い、交通状況に応じて安全に道路を通行するために必要な知識や意識の育成を図る。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

小・中学校に対して、年１回以上の交通安全教室を実施することを目標とし、定期的に交通安全資料を配布する等、継続した交通事故防止対策を推進する。

○　各区で対象としている小学校・中学校数（令和８年４月１日現在）

	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
小学校施設数	11	12	18	10	12	11	19	13	106
中学校施設数	8	8	9	7	6	6	8	6	58

実施機関	市市民生活課、県県民生活課、日本赤十字社県支部

○　交通安全帽の交付

全小学校の新入学児童に交通安全帽（黄色い帽子）を交付することにより、運転者の交通事故防止意識を醸成し、人命の尊さを認識させるとともに、児童を交通事故から守ることを目的とする。

実施機関	市教育委員会学校支援課

○　黄色いワッペン贈呈式の開催

子どもたちが、交通事故に遭わずに毎日安全に通学してほしいとの願いを込めて、市全小学校の新入学児童に対して黄色いワッペンを配布する。

金融機関と保険会社４社と連携し、市内の小学校に入学する新入学生に「黄色いワッペン」を贈呈する。

なお、贈呈式では、新入学児童の代表児童に贈呈する。

実施機関	県警察本部交通企画課

○　県警察の実施する児童生徒に対する交通安全教育

・　方針

児童・生徒が交通事故の被害者や加害者にならないよう、交通安全教育・指導を推進し、正しい交通ルール・マナーの遵守を通じて、他者を思いやる心の育成や交通社会の安全に貢献できる態度を育てる。

・　内容

（小学校）

小学校で行われる交通安全教育や児童の保護者に対する講習会等の支援を行うとともに、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させ、道路交通における危険を予測してこれを回避し、安全に通行する意識や能力を高めるため、実技指導等を含む実践的な指導を行う。

（中学校・高等学校等）

中学校・高等学校等において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、交通安全に必要な事項、特に自転車を安全に利用するために必要な技能と知識を十分習得させるため、自転車教室等の講習等やスケアード・ストレイト教育技法による事故の疑似体験を通じた交通安全教室を実施する。

（3）成人等の交通安全教育

○　自動車運転者の教育の推進

交通安全意識の向上、運転者としての社会的責任の自覚、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解の向上を図るため、街頭における直接指導を継続して実施するとともに、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。

○　自転車利用者の教育の推進

「自転車安全利用五則」に沿った指導を基本とし、車道通行の原則、車道の左側通行、歩道通行時におけるルール等、自転車利用者が遵守すべき事項について、広報啓発を推進する。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　市の実施する成人等に対する交通安全教育

自治会・町内会、ＰＴＡ等団体からの要請に応じて交通安全教室を実施するほか、各季交通安全運動等の機会を捉えた街頭指導を実施する。

実施機関	県警察本部交通企画課

○　県警察の実施する成人等に対する交通安全教育

・　方針

自他の生命尊重の理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識の高揚と交通ルールの周知徹底に努め、相手の立場を尊重する良き交通社会人を育成する。

・　内容

運転者としての社会的責任の自覚、高齢者・障がい者等の交通弱者への配慮、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通マナーの遵守などの交通安全に対する意識の向上を図るため、各種の運転者教育(講習)を推進するとともにその内容の充実に努める。

（4）高齢者の交通安全教育

「交通事故に遭わない、起こさない」という意識を高齢者一人ひとりに普及させるため、関係機関・団体と連携して交通安全教室を実施し、座学のほか、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　市の実施する高齢者に対する交通安全教育

老人クラブをはじめ、高齢者が多く集まる機会を利用して、講話、映写、体操等による交通安全教室を実施する。

また、各季交通安全運動等に連動して、街頭指導や高齢者世帯の訪問指導を通じて、事故防止を広報するとともに、反射材の配布、直接貼付を行う。

実施機関	県警察本部交通企画課

○　県警察の実施する高齢者に対する交通安全教育

・　方針

令和７年中の県内の交通事故死者数における、高齢者の割合は７割を超えていることから、高齢者に対する交通安全教育を一層推進するとともに、各季の交通安全運動等により地域が一体となった高齢者保護意識の醸成に努め、高齢者の交通事故防止を図る。

・　内容

高齢者自身に、加齢に伴う身体機能の変化が道路における行動（道路横断、危険回避のための安全確認等）に及ぼす影響等について理解を深めてもらうため、歩行環境シミュレーター等の交通安全教育資機材等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育により、交通安全意識の向上を図る。また、交通事故防止と特殊詐欺等被害防止を効果的に推進するため、年金支給日を「シニア安全強化日」とし、交通部門と生活安全部門が連携し、高齢者の安全確保を目的に広報啓発活動を実施する。

２　交通安全に関する普及啓発活動の推進

（１）安全意識・保護意識の啓発促進

実施機関	県警察本部交通企画課、区交通安全担当課、市市民生活課

○　自転車の安全利用推進に関する広報

「自転車安全利用五則」等の交通ルールの遵守や「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」による損害賠償責任保険等の加入義務化、道路交通法改正による乗車用ヘルメット着用の努力義務化について広報を行い、自転車の安全利用の推進に努める。

○　危険運転の防止・安全確認の徹底に関する広報

「あおり運転」、「ながら運転」等の危険運転の危険性と厳罰化について、関係機関・団体と連携のうえ、広報啓発に努め、その防止を図る。

○　横断歩行者の保護の徹底、安全な横断方法に関する広報

横断歩道の歩行者優先について、ドライバーに対する重点的かつ継続した啓発を実施し、歩行者の保護意識の向上に努める。また、歩行者が自らの安全を守るため、歩行者の交通ルール遵守について広報する。

（2）暴走行為等の防止に向けた広報啓発の推進

実施機関	県県民生活課

○　県の実施する施策

新潟県交通安全対策会議等を通じ、関係機関・団体等と連携を強化する。また、家庭、学校、職場と連携を密にし、地域における暴走族追放気運の醸成を図る。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　市の実施する施策

暴走行為をさせないための環境づくりを促進するため、各世代において、段階的、かつ一貫性のある交通安全教育を推進することにより、暴走族追放気運の醸成を図り、暴走行為をさせない土台作りに努める。

（3）車両の安全性の確保に向けた取り組みの推進

実施機関	北陸信越運輸局新潟運輸支局

○　不正改造車の排除

暴走族等による不正改造車や過積載を目的とした不正改造車等を排除し、自動車の安全運行の確保及び公害の防止を図る。

- ６月に「不正改造車を排除する運動」を不正改造防止推進協議会等と共に展開する。
- 街頭検査時において不正改造車の取締り及び指導を２回実施する。
- 整備主任者研修、自動車検査員研修等を通じて、不正改造の防止の指導を徹底する。

○　自動車点検整備の推進

自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と点検整備の適切な実施の推進を図る。

- ９月、１０月に自動車点検整備推進運動の実施（広報活動、マイカー相談所の開設、点検フェア、キャンペーン、街頭検査等を実施）を通じて、自動車の保守管理に関する啓発を行う。
- 整備管理者研修、自動車運送事業者監査等を通じて車両管理の指導を行い、また、自動車の保守管理に関しての意識の高揚を図る。

3　効果的な交通安全教育・啓発の推進

（1） 年齢層に応じた参加・体験・実践型交通安全教育の推進

実施機関	県警交通企画課、市市民生活課

○　親子の自転車乗り方教室

小学校低学年の自転車に乗れない児童を対象に、自転車の乗り方について指導し、併せて保護者に対して交通ルールを再確認させる。

（2）交通安全指導者の養成

実施機関	県県民生活課、県警交通企画課、市市民生活課

幼児から高齢者に至るまでの段階的、かつ一貫性のある交通安全教育を効果的に実施するため、県、警察等と連携をとり、交通安全指導者及び交通安全担当職員を対象とした各種研修を実施、または支援し、指導者の養成を図る。

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

○　街頭指導者実技講習会の実施

日ごろ街頭指導に従事する交通ボランティア等を対象に、横断旗を活用した街頭指導の基本的な心得や誘導要領について、講義、実技形式の講習会を実施する。

実施機関	県県民生活課

○　県が実施する各種研修会

・　方針

市町村における交通安全教育の充実強化を図るため、指導理論及び実技について次の研修を実施する。

・　内容

ア　幼児交通安全教育指導者研修会

・　実施時期　10～11 月

・　実施会場　4 会場

・　対 象 者　幼稚園教諭、保育士、市町村職員、市町村交通安全指導員、こどもの見守り活動等を行う地域団体等

・　教育内容　講義や実践発表、実技指導を取り入れた交通安全教育

イ　自転車安全教育指導員認定講習会、研修会

・　実施時期　5 月

・　実施会場　2 会場

・　対 象 者　自転車安全教育指導員及び新たに指導員になろうとする者

・　教育内容　自転車の正しい乗り方の実技、法規及び検定

ウ　交通指導員研修会

・　実施時期　8 月

・　実施会場　2 会場（うち市内 1 会場）

・　対 象 者　市町村交通指導員及び市町村担当者

・　教育内容　講義、実技、グループワーク等

4　家庭・学校・地域等における交通安全意識の高揚

（1） 交通安全運動等の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため、次の市民運動により展開し、地域住民の参加のもと、地域の実情に応じた交通事故防止に効果のある運動を推進する。

運　動　名	期　　間
春の全国交通安全運動	4 月　6 日（月）　～　4 月 15 日（水）
自転車安全月間	5 月　1 日（金）　～　5 月 31 日（日）
夏の交通事故防止運動	7 月 22 日（水）　～　7 月 31 日（金）
秋の全国交通安全運動	9 月 21 日（月）　～　9 月 30 日（水）
高齢者交通事故防止運動	10 月　1 日（木）　～ 10 月 31 日（土）
冬の交通事故防止運動	12 月 11 日（金）　～ 12 月 20 日（日）
止まって！横断歩道キャンペーン	年間を通じて実施 重点期間　4 月　6 日(月)～ 4 月 15 日(水) 7 月 22 日(水)～ 7 月 31 日(金) 9 月 21 日(月)～ 9 月 30 日(水) 12 月 11 日(金)～12 月 20 日(日)
交通事故死ゼロを目指す日	4 月 10 日（金）、9 月 30 日（水）

（2）家庭、学校、地域等と一体となった交通安全教育の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

交通安全指導員、関係機関・団体と連携し、地域ぐるみの交通安全教育活動の推進を図る。交通安全を目的とする民間団体については、効果的な交通安全活動が推進されるよう支援するとともに、交通関係資料を提供するなど、主体的な活動を促進する。

○　各季交通安全運動等の要綱、交通事故概況等の交通安全資料を関係機関・団体へ定期的に提供する。

○　活動支援の一環として、補助金を次の団体へ交付する。

団　体　名	団　体　数
新潟市交通対策協議会	1 団体
校区交通安全推進協議会	100 団体
交通安全協会	8 団体

（3）効果的な広報啓発の推進

実施機関	区交通安全担当課、市市民生活課

交通安全に果たす家庭の役割が極めて大きいことから、市民一人ひとりに情報が行き届くよう、各種広報媒体を積極的に活用し、きめ細かな広報の充実に努める。

また、地域ぐるみの広範なキャンペーンや、交通事故発生状況に応じた集中的なキャンペーン等に配意する。

- 市報にいがた、区だより及びホームページ、公式 LINE による広報
- 報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）の取材、協力による広報
- ポスター、チラシ、懸垂幕、市政情報モニター、防災行政無線による広報
- 交通安全指導車による巡回広報
- 地域住民や生徒、学生等と一体となった広報
- 交通死亡事故多発警報発令時、死亡事故発生時における緊急的な広報

（4）交通安全功労者の表彰

実施機関	市市民生活課

市民の交通安全意識の向上と、さらなる交通安全活動の促進を図るために、積極的に交通安全活動を行っている団体及び個人を対象に感謝状を贈呈する。

期　日	会　場
10 月 29 日（木）	新潟市役所

第３章　救助・救急活動の充実

１　救助・救急環境の整備拡充

（１）応急手当の知識普及・啓発活動

実施機関	市消防局

多くの救急・救助活動を円滑に実施するとともに、市民の安全確保を図るため、市民及び事業所等の関係機関の協力を得ながら、応急手当講習会を各消防署において随時開催し、応急手当の普及啓発に努める。

消防局では火災・救急救助の災害、事故に対しては 24 時間体制で対応している。
本市における昨年の救急出動は 46,542 件で、そのうち交通事故による出動は、1,822 件であり、全体の 3.9％を占めている。
また、救助出動（火災を除く）は 174 件で、そのうち交通事故 68 件と全体の 39％を占めている。

第４章　交通事故被害者等対策の推進

１　交通事故被害者等支援の充実

（１）交通遺児等の支援

実施機関	県県民生活課

公益財団法人新潟県交通遺児基金の交通遺児等支援事業等について広く周知を図る。

○　事業の目的

父母等が交通事故により死亡し、又は重度の後遺障害を受けた未就学児、児童及び生徒に対する激励事業等を行い、もって交通遺児等の健やかな成長に寄与するとともに、交通安全の推進に取り組み、交通安全意識を高めることにより悲惨な交通事故の防止に寄与する。

○　事業内容

- 交通遺児等に対する奨学手当等の給付
- 交通遺児等の激励及び交流事業
- 広報・感謝状贈呈事業
- 交通安全推進事業

○　対象遺児等

37 世帯 60 人（県全体　R8.4.1 現在）

実施機関	市市民生活課

○　交通遺児等激励事業の継続的な実施及び事業の周知

新潟市交通対策協議会による交通遺児等激励事業を広く周知を図る。

また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付、重度後遺障害者に対する介護料の支給、新潟県交通遺児基金が行う支援事業などについて、その利用促進を図る。

※　新潟市認定交通遺児等数　６世帯 12 人（R8.4.1 現在）

事　業　名	内　容
激励金	毎年 12 月に、１名につき 30，000 円を贈呈。
入学・卒業祝い金	年度末の３月に、小・中学校に入学、または中学校を卒業予定の児童・生徒１名につき 30,000 円を贈呈。
ふれ愛のつどい	家族同士の親睦を深めることを目的とした交流事業を実施。
交通災害共済加入扶助	被害者相互救済制度である新潟県交通災害共済の年会費 500 円を扶助。

（２）自助グループ活動の支援

実施機関	市市民生活課

交通事故遺族が、定期的に集まり、話し合うことにより、問題の解決や克服を図ることを目的とする自助グループ活動の開催を支援する。

（３）新潟県交通災害共済の加入促進

実施機関	市市民生活課

県内の市町村で構成する市町村総合事務組合が運営する被害者相互救済制度である、新潟県交通災害共済の周知に努め、令和８年度加入募集より導入されたインターネットによる加入申込みを促す広報を行うなど市民の加入促進を図る。

２　交通事故相談の充実

実施機関	県県民生活課

交通事故相談所を開設し、専門の指導員が無料で交通事故被害者等からの相談（電話・面接）に対応する。

○　新潟県交通事故相談所

・場　　所　県庁 13 階　県民生活課内（新潟市中央区新光町 4-1）
・相談日時　平日（月・火・木・金）　9 時～12 時／13 時～16 時
　　※祝日・年末年始は休み
　　※月・火・木・金のいずれかが祝日の場合、水曜日が開所日となる
・相 談 員　１名

実施機関	市市民生活課、市広聴相談課

相談業務の円滑化を図るため、各種広報手段を活用し、新潟県交通事故相談所等の専門窓口を広く周知するほか、多様化、複雑化する交通事故相談に対処するため、交通事故相談及び弁護士による法律相談を実施する。